ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター 第 93 号 2023 年 5 月

HEADLINE

本号では、2023 年 4 月 24 日 (18 時~20 時) に開催されました 2023 年第 1 回アジアビジネスローフォーラム研究会「アジア・環境・人権~故上柳敏郎弁護士から次世代へのメッセージ」を取り上げました。日本ローエイシア友好協会、公益社団法人商事法務研究会及び当財団による共催のもと、アジアビジネスローフォーラム (ABLF) が主催したものです。Zoom を利用したウェブ会議方式にて開催されました。

(目次)

開会挨拶	弁護士・ABLF 代表	小杉	丈夫	• • • • •	2
上柳敏郎	弁護士のご紹介 弁護士・東京駿河台法律事務所	桐本	裕子	•••••	3
講演1「ご	アジアの環境問題と上柳敏郎弁護士」 ・・・・・・・ 弁護士・東京駿河台法律事務所代表・元早稲田大学			•••••	5
講演 2 「_	上柳さんと法整備支援活動」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		委員長	•••••	ę
講演3「_	上柳さんとアジアの人権問題」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ター員	••••	13
講演4「	国境なき法律家」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		州・メリーラ	_	
参加者から	うの自由発言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			2	24

上柳弁護士のローエイシアでの活動紹介、関	閉会のご挨拶 ・・・・	• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	26
弁護士・元ローエイシア会長・A	BLF 副代表	鈴木	五十三	

司会 桐本 裕子(弁護士·東京駿河台法律事務所)

【資料】 (リンクをクリックすると資料を閲覧できます)

- ① 「アジアの環境問題と上柳敏郎弁護士」(小島延夫弁護士)
- ② 「上柳さんと法整備支援活動」(矢吹公敏弁護士)
- ③ 「総括(コメント)」(矢吹公敏弁護士)
- ④ 「上柳さんとアジアの人権問題」(佐藤安信弁護士)
- ⑤ 「国境なき法律家」(白木敦士准教授)
- ⑥ 「参加者からの自由発言」で披露された写真(矢吹公敏弁護士)①、②、③
- ⑦ 「ローエイシアでの活動紹介」(鈴木五十三弁護士)

(司会) 皆様、本日はアジアビジネスローフォーラム研究会「アジア・環境・人権〜故上柳敏郎弁護士から次世代へのメッセージ」にご参加いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます ABLF 事務局の弁護士の桐本裕子と申します。上柳先生が生前に代表を務められた東京駿河台法律事務所に所属しております。よろしくお願いいたします。

本日の進行についてご説明いたします。まず、小杉丈夫 ABLF 代表に開会のご挨拶を頂戴いたします。その次に、私から上柳弁護士のご経歴やご活動について紹介させていただきます。その後、本日のスピーカーである小島延夫弁護士、矢吹公敏弁護士、佐藤安信早稲田大学アジア太平洋研究センター特別センター員、白木敦士琉球大学法務研究科准教授にお話しいただきます。その後、参加者の皆様から自由にご発言いただく時間を設けさせていただきます。最後に、鈴木五十三 ABLF 副代表から上柳弁護士のローエイシアでの活動や閉会のご挨拶を頂戴して、20 時に閉会予定です。最後までお付き合いくださいますようお願いいたします。

それでは、まず小杉 ABLF 代表に開会のご挨拶をお願いしたいと思います。小杉先生、お願いいたします。

開会挨拶

弁護士・ABLF 代表 小杉 丈夫

ABLF の代表をしております小杉丈夫です。本日は、このゴールデンウィーク前のお忙しい中を、大勢の方にこのフォーラムにご参加いただきまして大変ありがとうございます。 ABLF は、我々は3つの架け橋と言っておりますけれども、地域としてのアジアと日本の間の架け橋、民と官の間の架け橋、世代間の架け橋、この3つを目標にして2020年の1月に設立されました。だいたい年3~4回ぐらいの研究会を持っておりますけれども、今回は今年初めてということになります。フォーラムという名前を付けているのは、参加者に自

由闊達に議論をしていただくということが目的で、わざと研究会とか勉強会とかいった名称を外しております。そういうことで、今日も皆さん活発に議論していただければと思います。

本日は上柳敏郎弁護士の追悼という形でフォーラムを企画いたしました。上柳さんが昨年 (2022年)の9月20日に亡くなって、本当にショックを受けました。65歳ということで、本当にまだまだこれからご活躍を期待できるところ、早すぎるお別れとなりました。かねてご病気を抱えておられるということは聞いておりましたけれども、普段そういうそぶりを見せられなかったし、直前にもお顔を拝見する機会もあったものですから、私も本当にショックを受けました。

上柳さんは大変多方面な活動をされました。弁護士の本業はもちろんですけれども、弁護士会での国際人権の活動をはじめ、法整備支援、あるいは過労死だとか、証券取引の被害の問題だとか、いろいろなところで活躍をされました。本日は、そういう広い御活動の中でも、この ABLF の目的であるアジア、人権、環境というところに焦点を当てて企画をしております。

とりわけ、今日の研究会には、次世代への引き継ぎという副題を付けました。今いろいろな場面で、国際的なところでも紛争や、問題が起こっていて、我々日本人、特に、法律を学ぼうと思っている人たちが、いったい何をしたらよいだろうか、何をすべきだろうかということを、いろいろ迷いながら進んでいる状況だと思います。そういう中で、上柳さんが生涯をかけて取り組まれた、若い世代にどうやってつなげるかということを今日の副題として挙げております。そういう意味で、今回は若い方にも沢山お呼びかけをして参加をいただいております。上柳さんの思いが皆さんの心に届いて、将来に向かっての道標・指針とか、あるいは、何か難しいところにぶち合ったときの心の拠り所とか、そういうものにつながっていけば大変嬉しいという風に、主催者として思っております。

今回は、司会の桐本さんをはじめ、スピーカーの方々には、上柳さんと大変親しい、深い 関係のある方にお願いをしました。皆さん心からこの研究会の趣旨に賛同していただき、 ご協力をいただいて、本当にありがたいことだと思います。上柳さんとの関係や、お付き 合いにも触れながらお話をいただきますが、それぞれ、その分野の超一流の専門家の方々 ですので、きっと有益な勉強会ができるのではないかと思っております。皆様の心に伝わ るような研究会ができれば大変嬉しいと思います。

それでは、司会の桐本さんにお戻しをしたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

(司会) 小杉先生、ありがとうございました。次に、私から皆様に、上柳先生のご経歴 やご活動について簡単にご紹介させていただければと思います。

上柳敏郎弁護士のご紹介

弁護士・東京駿河台法律事務所 桐本 裕子

まず、上柳先生のご経歴ですが、1957年に京都市でご出生されました。金閣寺から徒歩20分の、自然の豊かな所で成長されたとうかがっております。1980年に司法試験に合格され、翌年に東京大学を卒業されます。1983年に35期として弁護士登録されます。最初にご入

所されたのが、社会派で有名な文京総合法律事務所です。

その後は、1989年にアメリカのワシントン大学に留学され、LLM を修了。ニューヨーク州の弁護士登録もされました。その後帰国されて、1995年に、当時文京総合法律事務所で一緒に弁護士をされていた弁護士4人で東京駿河台法律事務所を設立されます。今日スピーカーとして登壇される小島先生も、一緒に東京駿河台法律事務所を設立された先生です。その後、お亡くなりになるまで、ずっと代表弁護士を務められてきました。

2000 年から 2003 年には日弁連の国際室室長、2013 年から 2014 年には日弁連の国際人権問題委員会の委員長を務められました。2015 年には所属されていた第一東京弁護士会の副会長を務められ、2021 年には関東弁護士会連合会の副理事長も務められました。亡くなられる直前の 2022 年も日弁連の憲法問題対策本部副本部長を務められるなど、要職を歴任されておられました。

次に、上柳先生の弁護士としての主なご活動や取り組みについてお話をさせていただきます。上柳先生は多岐にわたってご活動・ご活躍されてきましたので、私が紹介させていただくのはほんの一部にすぎないのですが、概要を紹介させていただきます。

まず、弁護士になられたすぐ後から、過労死問題に精力的に取り組まれました。上柳先生はお父様を早く亡くされて、お父様が非常に忙しく、それが原因で亡くなられたという風にお考えになり、こういった過労死問題に取り組みたいと思われて弁護士になった。弁護士になった一つの理由は、お父様がお亡くなりになった出来事だという風に生前おっしゃっていました。1985年からストレス労災疾患研究会や過労死弁護団の設立に参画されたり、あとは、過労死110番といって、過労死問題を弁護士が遺族の方等から電話を受けて相談に応じるという試みを始められました。

そして、過労死問題の他に、1980年代から証券取引被害救済についても精力的に取り組まれました。1998年からは金融審議会の委員も務められてきました。

国際交流活動、国際人権活動にも非常に精力的に携われてきました。そのうちの一つが法整備支援活動でして、1990年代の半ばからカンボジア等の法整備支援に取り組まれたという風にうかがっております。法整備支援に取り組まれるきっかけとなったのが、本日スピーカーとしてご登壇される佐藤安信先生にニューヨーク留学中に再会されたのがきっかけだという風にお話しされていました。ニューヨークから帰国後にカンボジアを訪問されて、当時のカンボジアはポル・ポト政権の大虐殺によって法律家がほとんどいない、本当に数名しかいないような状況でした。そういった状況を見て、人材育成等、法整備支援が非常に急務だという風にお考えになって、JICA等に働きかけて、それこそ本日スピーカーとして登壇される矢吹先生らとともに、精力的に法整備支援活動に取り組まれたという風にうかがっております。

スポーツコンプライアンスの発展にも貢献されまれました。1990年代の後半から、主に水 泳等のコンプライアンスの向上に取り組まれてきました。有名なのが、2000年のシドニー オリンピックで水泳選手の方が落選してしまい、その選手がスポーツ仲裁裁判所に訴えた という事件があったのですが、上柳先生はその時に日本水泳連盟側の代理人として務めら れて、選考過程の透明化につながる提言をされたということでした。1998年には国際水連 のドーピング審査委員、2017年にはスポーツコンプライアンス教育振興機構の副理事長を 務められました。 あとは、多くの次世代の法曹の育成にも取り組まれてきました。2004年から2009年には早稲田大学大学院法務研究科の客員教授として、2010年から2013年には東京大学大学院法学政治学科の研究科客員教授として、多くの次世代の育成にも取り組まれてきました。

ローエイシアの活動にも非常に熱心に取り組まれていました。2017年に東京でローエイシアの大会が開かれた際は、組織委員会の事務局長を務められました。その後も執行委員等を務められてきています。

このように、上柳先生は本当に多くの分野の先駆者としていろいろ取り組まれてきた弁護士です。具体的なエピソードについては、この後の登壇者の皆様にお話しいただきたいと思います。

(司会) それでは、ここからは、上柳先生とともにご活動されてきたスピーカーの方より、上柳先生の功績や各分野の現状、今後の展望についてお話しいただきます。まず、アジアの環境問題について、小島延夫弁護士にお話しいただきます。小島先生は、1984年に上柳先生の1年後輩として文京総合法律事務所に入所され、1988年からは上柳先生と一緒にマレーシアにおける日系企業の公害問題に取り組まれました。2000年から2002年には東京弁護士公害委員会委員長、2014年から2016年には日弁連公害対策・環境保全委員会委員長を務められ、早稲田大学大学院法務研究科では2004年から15年間、行政法、環境法、都市法の教鞭をとられる等、環境法、行政法に精通されて、長年環境問題に精力的に取り組まれております。小島先生、よろしくお願いいたします。

講演1「アジアの環境問題と上柳敏郎弁護士」

弁護士・東京駿河台法律事務所代表・元早稲田大学大学院教授 小島 延夫

〈スライド1〉 ただいま紹介にあずかりました、弁護士の小島と申します。

<スライド2> 私は上柳敏郎弁護士の年齢的には2つ下でありまして、上柳が1957年の京都生まれ、私は1959年に埼玉県の川越市というところで生まれ育ちました。同じ事務所に上柳の1年後に入所しまして、上柳が1983年に入所、私が1984年に入所しました。入所した時期というのは、ちょうど消費者被害の問題が非常に多くて、サラ金の事件も沢山あったのですけれども、証券取引被害ですとか豊田商事問題ですとか、そういう問題に関わりました。私自身は食の安全という問題に非常に強い関心を持っていまして、上柳弁護士にも協力してもらいながらそういう問題をやっていきました。そういう中で、1988年からはアジアの環境問題ということにも興味を持って、いろいろ取り組んでまいりました。これはまた後で詳しく話をしたいと思います。

1995年には共に東京駿河台法律事務所を設立しまして、また、2004年からは、偶然だったのですけれども、全く同じ時期に早稲田大学の法科大学院の専任教員を務めたという形でありました。

<スライド3> なぜアジアの環境問題に私が関与するようになったかということでありますが、ちょうど1986年、日本の弁護士はもっと高度化、国際化しなければいけないとい

うことを言われました。また、当時、いわゆるバブル経済が始まっていく中で、企業の海外進出が進んでいきました。特に、生産拠点が海外にどんどん移っていくということが象徴的に起きていた時期であります。

そういう中で、国際化というのは狭い意味での企業取引の問題だけなのだろうか、環境とか人権という視点はどうなっているのかということに強い関心を持ちまして、やはり環境とか人権という視点を抜きにして国際化というのは本来は考えられないのではないかと。そういう意味では、我々としては、やはりアジアに行って、現地を見て、現地の弁護士とも交流しながら、そういう問題を共に考えていきたいという共通した問題意識を持っていたわけです。

そうした中、1987年の11月に、マレーシアで国内治安法という法律で国会議員を含む108名の人が逮捕されるという事件が起こりました。これが最後の国内治安法による大弾圧になりますが、国内治安法というのは、いわゆる国内の反乱をする、治安を乱す人を逮捕するのですけれども、その中には与党の国会議員まで含むという形で、要するに、政権にとってあまり都合がよいとは思わない人を逮捕してしまうということが起きたわけです。その中に、日系企業の環境・公害問題と戦う現地の住民たちや弁護士も含まれていた。アジアで環境問題に取り組むことは人権問題に取り組むことに他ならなかったという状況があります。

<スライド5> それで、その事件はいったいどういう事件かということでございますが、マレー半島のほぼ中心、イポーというマレーシア第3の都市があるのですけれども、その都市の近郊で、レア・アースという、いろんなものに必要だということで最近話題になっていますけれども、そのレア・アースを製造する工場を、日本企業が出資して、日本から総責任者を送って操業していた。会社名はARE (Asian Rare Earth)、アジア・レア・アースですね、そういう名前の会社でございました。

それで、1982年に操業を開始したのですけれども、原材料になる鉱石には放射性物質が含まれていまして、そこからレア・アースを取り出す工程で放射性廃棄物が出てくるという

ので、その放射性廃棄物をどう処理するかということが問題になったということでした。後に、日本に帰ってきて、関係する書物をいろいろ調べたら、「日本でもこれと同種の工程がかつて行われていたのだけれども、公害問題の影響でこの工程は 1972 年までになくなった」という風に書いてありました。なんと驚いたことに、その部分を書いた人がこのマレーシアの日本人の総責任者として行った方であった。だから、「日本では公害問題が起こるのでそういう工程がなくなった」ということを書いた方がマレーシアに行って工場の操業の責任者になっていたという状態でした。

<スライド6> 工場予定地の周辺 1km ぐらいの範囲内には、人口約1万人のブキメラという村と、約3000人の新興住宅地、それから、予定地の裏を流れる川の下流の小さな村落等が存在しておりました。しかし、工場を立地するにあたっては、また、操業開始前にも、環境アセスメントが実行されていないという状態でありました。

<スライド7> しかも、環境アセスメントだけではなくて、放射性物質の管理についても、発生した廃棄物の処理についても、極めて不十分な対策しかされていない。

これは実際に作業した住民の裁判での陳述ですが、工場内では鉱石を砕いた粉塵が舞っていたと。それから、放射性物質を含む「ゴミ」が工場裏の池に投げ捨てられたりしていたと。写真に写っている、工場の中にあるのが実際のフレコンバックです。横のほうのドラム缶の中に放射性物質が入っていたりするというような状態でした。

何も知らない運送業者は、放射性物質を含む「ゴミ」を野菜畑や町の工場現場に投棄したりもしていた。非常に信じがたい状況でありますけれども、それが現実に行われていたという状態です。

<スライド8> 雨に打たれた「ゴミ」が裏手の川へと流れていった、現場には何の警告表示もなかった、というのが当初の状態であったと聞いています。

<スライド9> それで、1987年、操業を開始してから5年後ぐらいの時点からは、隣接するブキメラという村で流産の多発や血中の鉛濃度の増加、さらには白血球の減少といった問題が起きていったという状態でした。

そして、1989 年前後からは、さらに、子供たちの間に白血病や先天性障害を持つ者が続出していった。ちょうどこの写真の中央というか左側に写っている、これは女の子なんですけれども、治療の過程で髪の毛がかなりなくなってしまいました。非常に利発で、将来は算数の先生になりたいと言っていた小学生でした。しかしながら、1992 年に白血病で亡くなってしまいました。

<スライド10> そういう中で、現地の住民たちは工場の操業差し止めを裁判所に求めて、1992年の7月には、マレーシアのイポー高等裁判所、当時のマレーシアのシステムではこういう大きな事件については、高等裁判所が第一審裁判所でしたが、そこが工場の操業差し止めを認める判決を下しました。「はじめて裁かれた公害輸出事件」ということで、日本でも大きく報道されました。判決の時には、私は現地に行って、上柳敏郎弁護士は東京の

環境省記者クラブで、同時に報道対応していったという状態でした。

その後、マレーシアと日本で運動が高まる中で、ARE 工場は閉鎖され、同社は解散されることになりました。問題だと思ったのは、企業の言い分としては「現地政府の指導に従った」ということを強調していましたけれども、やはり、それでよかったのだろうか、問題を捉えている姿勢が弱かったのではないかという風に思いました。

また、弁護士として考えることとしては、この裁判の過程で、現地の住民2名、弁護団の 弁護士(ミーナクシ・ラーマン弁護士)が拘束された。ミーナクシ・ラーマン弁護士は2 か月、それから、現地の住民も、一人は2か月で釈放されたのですが、リーダー格の人は、 その後1年余、マレーシア語、英語により他の人と話してはいけないというような規制が かかっていたということがありました。

<スライド11> そういう中で、今度はそれが世界の環境法律家のネットワークを作るという動きに転換していきました。

ちょうど 1989 年の夏から、上柳敏郎弁護士が、アメリカ合衆国、ワシントン州のシアトルにありますワシントン大学に行きました。ワシントン州の一つ南の州であるオレゴン州のオレゴン大学のジョン・ボナインという環境法の教授が、全米の公益活動、環境保護活動に関心のある若手のロースクール生等を集めて勉強会をやっていたので、そこに上柳が参加しまして、ジョン・ボナインと知り合って、「こういうネットワークを作ろう」という話になりました。

このボナイン教授というのは、全米の中で最初に環境法のリーガルクリニックを始めた人でもありまして、大学教授になる前はアメリカ環境保護庁で、マスキー法という、自動車の排ガス規制を世界で最初に 1970 年に行ったという法律についての訴訟を担当した方でもあります。彼がよく話していましたけれども、マスキー法が施行された時には、アメリカの中の石油産出に関わる州、例えばテキサス州とか、そういうところが原告になって、かつ、アメリカのメジャーが全部原告になって裁判をやった。そういう裁判に対して、アメリカ合衆国政府を代表して戦ったということを言っていました。

ちょうどミーナクシ・ラーマン弁護士もこのオレゴンに呼んで講演会を開いたということがあったものですから、そのようなネットワークで 1991 年に世界環境法律家連盟というものを作りまして、上柳も小島もその設立メンバーになったというところがあります。

<スライド4> もう一回、ちょっと(スライドを)元に戻して、ミーナの写真を出したいと思います。その後、ミーナクシ・ラーマン弁護士はFriends of the Earth という世界的な環境保護団体の会長に2005年ぐらいになりまして、その会長が終わった後、今度は事務局長をやって、合計10年ぐらいオランダの本部でずっと勤務していました。

それで、昨今の気候変動の訴訟とか、そういう問題に非常に熱心に取り組んできたのですけれども、今、こういう環境問題が過去のものになっているのかというと、アジアの現状の中では決してそうではないですね。たしかに、マレーシアとかシンガポールとか、結構きれいになってきてはいるのですけれども、例えば、バングラデシュにはいまだに石炭火力発電所が作られようとしていて、そういう石炭火力発電所による環境汚染の問題について立ち上がろうとすると、立ち上がろうとする現地の住民、さらには弁護士までが命の危

険を感じざるを得ないという状態がいまだに続いているというのがアジアの状態です。ですから、今から 35 年前の話なんですけれども、35 年前と今というのが本当にどこまで変わっているのかという状態であります。

後で矢吹さんからも話されるように、カンボジアでも日本の弁護士が司法整備支援に一生 懸命取り組みましたけれども、いまやカンボジアにおいても人権の問題というのは深刻な 状態にありますし、ミャンマーも極めて深刻な状態であります。

そういうところを見ても、人権とか環境の問題というのは決して過去の問題ではなくて、かつ、そういう問題がそういう世界でビジネスをやっていくことと非常に密接に絡んでくるということになります。常に環境や人権という問題を意識しながらビジネスをしていかない限り、世界の市場からも退場を迫られていくというのが今日の状況であろうと思います。

そういうときに、やはり弁護士は、本当に現地で苦しんでいる人々のところに寄り添って、 そういう人々の生活を何とか助けてあげられないか。現地で声を上げること自体が自分た ちの命を失うことになるかもしれないという恐怖感ですね。幸いにしてマレーシアでは亡 くなった人はいないのですけれども、フィリピン等で関わった人の中には殺されて命を失 ったという人もいました。だから、本当に自分たちの命と引き換えにしながら環境や人権 を守っていくという活動がいまだに必要な時代なんですね。ですから、弁護士として、法 律家として、いったい何をすべきかということを考えていってほしい。そのためには、世 界の弁護士が手を結んで、現地で戦っている弁護士を孤立させずに、皆が力を尽くしてや っていく、そういう姿勢が非常に重要なのだろうという風に思っております。

時間の問題もありますので、この辺で終わりにします。ありがとうございました。

(司会) 小島先生、ありがとうございました。続きまして、カンボジア等の国際司法支援について、矢吹公敏弁護士にお話しいただきます。矢吹先生は、1987年に弁護士登録し、国際・国内独禁法、訴訟実務を専門とされています。一橋大学大学院の教授、日本競争法フォーラム会長、さらには、日本弁護士連合会副会長、国際交流委員会委員長、東京弁護士会会長等を歴任されました。また、JICA等が支援するアジア太平洋地域の国際法律支援プロジェクトに 25年にわたり積極的に取り組まれ、国際法曹協会の弁護士会評議会議長を務める等、法律分野において国際的に活躍されております。矢吹先生、お願いいたします。

講演2「上柳さんと法整備支援活動」

弁護士・前東京弁護士会会長・元日弁連国際交流委員会委員長 矢吹 公敏

今ご紹介いただきました弁護士の矢吹です。今日はよろしくお願いします。上柳さんの話をするということなので上柳さんを中心に話したいのですが、一緒に実施したカンボジア弁護士会プロジェクトを今小島先生がお話ししたような感じでお話しさせていただいて、最後にまとめで上柳先生のお話をしたいと思います。

<スライド2~3> 私が上柳さんに思っている気持ちはここ(スライド2)に書いたとお

りなのですが、これは後でまとめて話すことにして、まずは上柳さんと一緒に仕事をした カンボジアの弁護士会のプロジェクトについてお話ししたいと思います。

上柳さんとお会いしたのは1995年、国際交流委員会でしたけれども、実は、国際交流委員会の副委員長だった松島洋先生が上柳先生と私両方のチューターを大学時代にしてくださいまして、それで、「ああ、上柳先生と私は1年違いなのか」と、年代は同じなのですが、私は浪人をしていたので、そういうことから非常に親近感を持ちました。当時、日本カンボジア法律家の会で桜木和代先生と木村晋介先生がカンボジア支援をしていたところ、ちょうど国際交流委員会に、1995年に広島の国連の機関から「カンボジアの法律家の支援をしないか」ということで、「毎年7~8名送るから、その法支援をしないか」というところから始まった経緯です。

その後のことはここに書いてあるとおりなんですけれども、今日はこの中で、2002年の7月、JICAの開発パートナー事業を得て、弁護士会が運営する弁護士の養成学校を作ったことをお話ししたいと思います。上柳さんと松島さんと 1996 年春に最初にカンボジアに行きました。やはり、カンボジアでは法の支配、法律家の育成、これが非常に重要だということを認識し、当時 120 名ぐらいしか弁護士がいなかった、実働は 80 名ぐらいですかね、あまりにも弁護士が足りないことから、弁護士を養成しようということで始めたわけです。2007年の2月に自分たちの弁護士会のプロジェクトから JICA の技術協力プロジェクトになり、そして、2010年まで 350~400名ぐらいの弁護士を養成しています。今では、この養成校を中心として、あと、養成校以外の、例えば学者の方とかもなれますので、合わせて 2000人を超えるということは、私は非常によかったなと思っていますし、それは上柳さんの大きな功績だと思っています。

<スライド4> プロジェクトは、カンボジアで法の支配を達成するためのトレーニングを受けた弁護士を養成して、そして、市民のアクセスを拡大しようということです。特に上柳さんが力を入れたのが、この2つ目のリーガルクリニックです。その中に法律相談センターを作って、特に、都市部でない地方部で法律相談ができるようにしようということを常々から言われていて、私もそうだなと思って、4つの柱の一つにしたわけです。

上柳さんは若い人を非常に大切にしておられて、私たちはサマーキャンプをいつもカンボジアの外に養成校の学生とともに行くのですが、上柳さんも何回か学生とともに行っていただいて、そこで非常に若者に対して信頼をされ、そして教育をされた経緯です。

その他、弁護士になった方の継続教育、それからジェンダー問題、これを 4 つの柱にさせていただきました。

<スライド5> 最初は、何もないところから学校を作るということであり、私たちも悩みましたけれども、上柳さんはその他の方々と一緒に、やはり、日本の司法研修所を中心とした、裁判を行うことを中心として考えようということになりました。したがって、それを基にカリキュラムを相当変更して、そして、コースの管理支援もカンボジア側から言われたものを随分変えて、助言をしました。

元々何もないので、組織作りから校内規則、マニュアル、建物は大学の一部を借りる、スタッフを採用する、これは私も毎月行ってスタッフ面接をしたりしました。そして、備品

の調達等もし、教授も、検事総長や最高裁判事に、飲みながら「ぜひ来てくれないか」と 依頼して、本当に地を這うような活動をしながら教授陣も集めた経緯です。

一番大切だったのは、やはり入学試験、それから卒業試験、これらに不正があってはいけないということで、私たちはそれを一番気にしました。「私たちが支援をする限り、不正は絶対許さない」とった次第です。それに、カンボジア側も最初の試験は非常に気を遣って、

「では、携帯電話も全部預けるから」といって私たちに預けていただいて、問題を出す方々は全員ホテルに泊まり込みでよいと先方から申し出てくれました。それも、司法省の次官までその中にいたわけですけれども、泊まり込みで問題を作り、そして、朝その問題をコピーして、もちろん名前を書く欄はなく、番号だけで入学試験をしたということが非常に良い思い出であります。

<スライド6> それで、リーガルクリニック、これは上柳さんが非常に一生懸命やった部分ですけれども、リーガルクリニックを作って恵まれない方に無償で法的支援をするということで、スタッフの雇用から、備品、コンピュータですね、それから、マニュアルの作成も行い、プログラムを作成して、市民へどう無料法律相談をするのかということもカンボジアの弁護士と一緒に考えました。それから、スタッフも日本に来ていただいて本邦研修をして、また、市民がそういったリーガルクリニックを知らないので、リーフレットも作成しました。

先ほど申し上げたサマーキャンプに何人も、今日参加しておられる外山(太士)さんとか 上柳さんとか皆行かれて、若い人の支援もしました。

その中で、日弁連では東南アジアの法律扶助会議を2年に1度開催してきましたが、最初はクアラルンプールでしたけれども、プノンペンでも開催して、それでも沢山の方に来ていただいたのが良い思い出であります。

<スライド7> 弁護士の継続教育については、ここにあるとおり年間4回ぐらいのセミナーをしてきました。

<スライド9> それで、プロジェクトの評価ですけれども、先ほど言ったように、毎年だいたい50~80名の教育を弁護士の養成校でやっていましたので、350名以上の弁護士を養成して、去年(2022年)弁護士会の会長に聞いたら、もう2000名を超えているということでした。

また、継続教育では、その後、日弁連の国際交流委員会でも、今でも弁護士に対する継続教育をやっておられて、毎回 100~150 名の弁護士が参加している状況です。

地方の公設事務所も、先ほど申し上げたように、ぜひ日本流のひまわり公設のような公設事務所を作りたかったのですが、これはうまくいかなかった。その後、JICAのプロジェクトの民法・民事訴訟法支援に協力をして、弁護士養成校ないしは弁護士会の継続教育でこの分野の教育をしてきました。

他方、弁護士会の自立ということについては、お金のない方でも弁護士になれるように、 JICA の支援があった時は入学金等を取らなかったのですが、自立する時、私たちが exit する時に、弁護士会長から「私たちだけではやれない。国もお金を出さない。だから入学金を取らないといけない」と言われて、入学金を取ることになったのです。その時、私は忸怩たる思いをしましたが、今から考えると、それで養成校が継続しているということからすると、それはそれで一つのあり方ではなかったかと思います。

他方で、カンボジアはご存じのように、フン・セン首相が今でも実権を握り、前よりも法の支配とか民主主義、人権、こういったものが脆弱になっていることを考えると、私たちがしてきたことが、本当に理想と現実は違うということをこの点では考えざるを得ません。

<スライド10> その間、他の弁護士会とも協力して、カナダ、米国、フランス、こういったところとも協力をしましたけれども、やはりカンボジアの弁護士会が協調の中心であるということ、そして、コミュニケーション、情報の共有、透明性がコアであるということを常に口酸っぱく強調してきました。そして、信頼と信義誠実に基づいてプロジェクトをするということが大切でした。

<スライド 11> その結果、パートナーの自立、ここが、「何を学んだか」ということですけれども、私たちも学びました。やはり、パートナーの自立を図るのだと。しかしながら、すぐにはそんなうまくいかない。10 年かけて、牛歩のように step-by-step で行くと。これは、当時のアイアントン弁護士会会長が「step-by-step なのだ」といつも言っていたのですが、私もそうだなと、終わって本当に思いました。

それから、全体のコーディネーションと、先ほどの信義誠実、インテグリティですね、そしてクオリティをコントロールしなければいけない。途中で試験の不正があって、私も随分がっかりしました。それも、スタッフがそれに協力しているということで、そのスタッフには辞めてもらいましたけれども、そういったクオリティコントロールに心血を注ぎ、その前提として、やっておられる方との信頼関係をいかに持つかということだと思います。

<スライド12> これが、最初の卒業生、私たちがやった1期生ですけれども、カンボジアを挙げて、カンボジアの政府からも来ていただいて、このようになった。これが私たちの誇りでもあり、私がまだ教えている理由でもあるかなと思います。

<スライド2> 時間がなくなったので、最後に上柳さんに戻ります。上柳さんは本当に、常に私の前を行く人です。私がカンボジアをやるきっかけになったのも上柳さんですし、上柳さんは当初、日本カンボジア法律家の会に入っておられて、Legal Aid of Cambodia という向こうの NGO の理事もしていました。そういった、上柳さんの前に道はないところを上柳さんが開拓して、その後ろを私たちが歩いたということです。今でも後進たちが沢山

カンボジアに行っているのは、その上柳さんの軌跡になるわけです。

そして、彼は絶対に人を否定しない。絶対に「駄目だ」と言わない。温かく背中を押す人だと思います。私が選挙監視に参加した時も、1~2か月日本を留守にする、仕事をしないということを考えて、どうしようかなというときに、上柳さんが「してみたらいいよ、矢吹さん」と言ってくれたのが本当にありがたかったと思いますし、そのときに、上から目線ではなくて、いつも同じ目線で考えてくれる。だから私たちも素直に助言を聞くことができる。

他方で、非常に努力の人で、先ほどの環境、人権、そして労働、スポーツ、全て彼の努力 の結果ではないかなと思います。人権を心から信じていますけれども、決して人権、人権 と強くは言わない人です。カンボジアで人権問題が生じても、決してそれを強く非難しな い。だからこそ多くの人から信頼を得ている人ではないかなと思ってきました。

最後に、2 年前に上柳さんと一緒に旅行に行った時の写真があるのですが、時間がありませんので私のほうはこれで終えて、後で時間があればまた準備をしてお見せしたいと思います。どうもありがとうございました。

(司会) 矢吹先生、ありがとうございました。続きまして、アジアの人権問題について 佐藤安信先生にお話しいただきます。佐藤先生は、1984年に弁護士登録され、1991年から 1992年に国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)法務官、翌年の 1992年から 1993年には国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)人権担当官、1995年から 1997年に欧州復興開発銀行(EBRD)の法務部に勤務される等、世界を舞台に国際人権問題に取り組まれてきました。その後、1999年に名古屋大学大学院国際開発研究科教授、2005年から 2020年までは東京大学で教授として教鞭をとられる等、次世代の国際人権家の育成にも注力されています。佐藤先生、お願いいたします。

講演3「上柳さんとアジアの人権問題」

弁護士・早稲田大学アジア太平洋研究センター特別センター員・

元東京大学大学院教授 佐藤 安信

どうもありがとうございます。

<スライド2> 私はちょうど小島さんと同期ですね。早稲田で一緒でした。ですから、上柳さんは1年先輩ということになります。私がアジアの人権に初めて関わったのは、自由人権協会(JCLU)という社団法人での活動でした。これは、詳細はよく分かりませんが、日本の民主化のために GHQ が作ったと言われていて、アメリカにある ACLU (アメリカ自由人権協会)の姉妹機関だそうです。、そのアジア小委員会というところで上柳さんと一番初めにご一緒したと思います。

それで、アジアの人権問題、日本が関わっている問題ということで、特にフィリピンの問題に取り組みました。当時の大統領はマルコスで、今の大統領のお父さんになります。いわゆる開発独裁という時代で、日本がバブルに踊っている時期、アジアの諸国では、日本がアメリカの同盟国ということで、防共、共産党の拡大を抑える、自由社会を維持すると

いう名目で、ODA がそのための経済的な、ある種の武器というか、そういう形で使われる中で、開発独裁というものを許す、つまり、構造的な人権問題というものを作り出す。その背景には、日本企業がそこから利益を還流してもらうという持ちつ持たれつの関係というものがありまして、今のウクライナや中国との状況を見ると、また先祖返りしているというか、残念ながら元に戻ってしまう、歴史の逆行というものを感じざるを得ないのですけれども、そういう現実を見たのです。また、環境問題というのは、小島さんがおっしゃっていたように、人権問題の表面的なものとして出てきております。つまり人権問題と環境問題は表裏一体のものとして国際政治の構造問題でもあったので、なかなか弁護士だけでは太刀打ちできないような状況がありました。その中で、現地の弁護士たちの支援をしようとしたのです。弾圧されて抑圧されている、実際には政治犯として刑務所に入ってしまっているような人の面会に行ったりとか、fact finding の活動に参加したりとかしていました。その頃からいろいろとアジアの人権についてはご一緒していたということであります。

その後、私は難民の問題に関心を持ちまして、UNHCR の関係の仕事もしていたこともあって、アメリカの東海岸のハーバードのほうに留学しました。そして、LLM も終わって、ニューヨークの法律事務所にインターンとして入っている時期だったでしょうかね、先ほど言われたようにニューヨークでバッタリお会いしたということだったそうで、よく覚えていないのですけれども、上柳さんは西海岸のワシントン大学に留学され、そこで奥様と一緒にお会いして、労働問題をやっていらっしゃるということで、ちょうど留学の関係でもご相談いただきながら、それぞれ意見交換をしていた。そういったご縁がありました。

1987年に、日本がタイの難民キャンプから日本が受け入れたカンボジア難民家族殺害事件 が起こります。日本の定住過程の中のストレスと孤立で精神病になってしまったお父さん が自分の子供3人と奥さんを殺してしまうという悲惨な事件です。その事件を通じて、難 民問題の最終的な解決として最も望ましいのは、本国が平和で人権侵害のない国になって 戻り、難民が帰還して安心して生活していくということだと思い知りました。カンボジア 難民の問題について、国連がパリ和平協定に基づいて 1992 年に UNTAC(国連カンボジア 暫定統治機構)がカンボジアに派遣され、93 年に総選挙を行うことによって紛争を解決す ることになります。当時、まだポル・ポト派も含めて4派が争っている、まさに戦闘状況 が続く中で停戦協定だけ結ばれ、その停戦を監視するのが当時の PKO(平和維持活動)だ ったのですが、UNTAC はそれプラスアルファの、新しい PKO として、その停戦協定を永 続的な平和協定として、平和維持から平和構築に発展させていくための選挙、それを行う ために必要な人権をモニタリングし、啓蒙するという仕事が私の任務であったわけです。 私はプノンペンから入って、コンポンチュナンに赴任しました。カンボジアの中心にトン レサップ湖というのがあるのですが、そのほとりにある、プノンペンから北西 9km ぐらい の所です。当時はもう道もボロボロで、まだ半分以上ポル・ポト派が支配して時々戦闘が あるという状況の中に身を投じていました。メコン川をさかのぼってベトナムからやって きた貧しいベトナム系の漁民がポル・ポト派によって虐殺されるというのが当時の状況で した。それを監視し、実際に死体検分、捜索などをしながら、その報告書を UNTAC トッ プの明石(康)さんに上げるわけですが、結局何も動かない、何もできない。

実際、ポル・ポト派が途中から和平協定を破って武装解除しなかったのです。日本政府としては、いわゆる PKO 五原則ということで、当時の国連の三原則以上に厳しい条件で自衛隊などを派遣したのですが、紛争当事者の同意が撤回された以上日本からの部隊は撤収すべしという議論もありました。日本の自衛隊が戦後初めて海外派兵されるということで、日本国内では国会での議決に関してまさに牛歩戦術というのもあって、かなり問題になったわけです。私は当時カンボジアにいましたが、自衛隊の先遣隊が300人来るというので、それを上回る人数の日本のメディアがプノンペンに殺到し、自衛隊が着いた途端にあっという間に皆帰ってしまったということで、日本人としては非常にいたたまれないような思いもあったわけです。

その後、日弁連の調査団が入ってこられて、その一員としてまさに上柳さんがおられたわけです。そんなことで、上柳さんたちと一緒に、明石さんとかプノンペンの職員らへの面談しました。特に上柳さんは、私のいたコンポンチュナン州の最前線の現場まで来てくれました。、私の当時の下宿にも上柳さんだけは残って泊まっていただいたのです。

私は覚えてなかったのですけれども、寝ている間にどうも私がうなされて、「『Don't worry! Don't worry!』と一生懸命叫んでいたぞ」ということを翌朝彼から聞かされました。当時は まさに、何の罪もないベトナム系の漁民や住民がスケープゴートとして殺されるのを目の 前で見ながら何もできないで、こちらは撤退していくというような状況でした。 UNTAC が 支援した総選挙は実際のところ成功した。「それでミッションは終わった。はい、さような ら」というところだったのです。しかしコンポンチュナン州ではベトナム系の住民はまだ 虐殺され続けていて、私がプノンペンに戻るために運転するランドクルーザーの前に立ち はだかって、「帰らないでくれ、助けてくれ」と車にしがみついてくるのを振り払って帰っ てきたという罪悪感があります。しかし、人権というのを何も持たず、つまり、武器とし ての法制度が実質的になく、さらに、本当の意味での弁護士という人々が当時いなかった 状況で何ができたでしょう。私が帰国する時カンボジアの法務大臣と話をしたら、ポルポ ト時代に法制度は廃止され、弁護士も実は3人しか生き残れなかったということで、その 3 人が形だけの裁判所を作った。そこで、法曹の育成が平和構築に喫緊の課題であると悟 りました。各州にあった当時の裁判所は、生き残った門番の人とか字を読めた小学校の先 生がにわか裁判官になっていて、何も動かないという状況の中でしたので、そんな中で実 際その人権を叫んでみても、却って百害あって一利もない状況でもありました。

そんな中 UNTAC の人権部のほうから「刑務所が足りないので刑務所建設を支援してくれないか」という依頼があり、これを当時の日本の大使につないだわけですが、大使に大いに笑われた。「そんなことできるわけないだろう。だいたい、ODA で、権力関係、特に法律とか、そういうものをいじることはできないのだ。なぜかというと、それによって、日本の国民の税金で刑務所に入れられたとか、そういうことになったら困るだろう」といった話をされてガッカリしたわけです。

当時、必要な予算というのは 60 万円で済んだわけです。その 60 万円についてはオーストラリア政府が払ってくれて、それなりの刑務所が出来た。刑務所がなぜ必要だったかというと、刑務所がないから皆その場で殺されてしまうというまさに悲惨な状況があり、あるいは、そこでマラリアとかチフスとか、いろんな病気で亡くなっていく。とにかく、受刑

者や勾留者の区別なく押し込められ、一日三交代制でやっと横になれるというぐらい混んでいた状況でした。そういう状況を訴えても、当時の ODA は全く関心外ということでもあったわけです。

そんな中で、私は日本に戻って、国際金融の法律事務所に入り直して、途上国への投資促進の業務等をやろうと思っていたのですが、日弁連に呼ばれてお話しする機会がございました。その時、率直に「カンボジアの人権のために日弁連として力を貸してくれないか」という話を理事の集まりで訴えたのですが、ある理事方から、「佐藤さん、カンボジアで、カンボジア人が人権侵害に遭ってるんでしょ。日本と関係ないじゃないですか。日弁連はご存じのように強制加入団体でありますから、それはちょっと無理ですね」と言われてしまって唖然とした。私自身は、「弁護士法 1 条の『人権の擁護』というのが弁護士の任務ではないか。そこに『日本人の』という修飾語はないでしょう」と言いましたが、結局、「日本の弁護士資格というのは日本国の中でしか通用しない」というようなロジックだったと思います。

そんな中で助け船を出してくれたのが上柳さんです。上柳さんは、ちょうど申しましたように、非常に理論派でもあり、そういうところは非常に地道に説得してくれた。実は、カンボジアの ODA というのは、JICA よりも前に、まず日弁連から始まったんですね。私がUNTAC から一時帰国した時に、たまたま外務事務次官が、ハーバードでお世話になった小和田恆先生で「これこれこういう次第であるので、何とか裁判官の育成に手を貸してほしい」というとすぐに「では、国連に出している日本の信託基金から」ということで3000万円出してくれたのです。UNTAC は撤収したけれども、人権部だけはカンボジアに残ってその資金で、2年間にわたって、、裁判官の育成のプロジェクトを始めたのです。その後に、それを承けて、日本で、まずは第1回、第2回と、日弁連を通じて、日弁連が裁判所および法務省に声をかけて、裁判所、法務省は任意で、つまりボランティアでまずは教えてくれたのです。そういう経過があって、やっとJICA も重い腰が上がって、ODA がつくことになった。こういう次第であります。

<スライド3> さて、この写真で、まさに上柳さんが真ん中にいて、私が横にいて、これは調査に来られた方々と、あと、私の直属の上司といいますか、左にいらっしゃる色の黒い方、これはバジル・フェルナンドというスリランカ人で、彼自身も難民です。人権部の中でも2つDepartmentがあって、一つは、人権の調査や監視ということで、まさに先ほどの現状起こっている人権状況をモニタリングして報告書を書く。私の州ではベトナム系の住民が虐殺されていく。これは政治的な理由があったのですけれども、そういったことでいろいろ話を聞いていただいているところです。

<スライド4> これは、まさに明石さんが正面におられて、明石さんのオフィスで、Supreme National Council という、UNTAC は先ほど言いましたように平和維持活動なんですが、日本では統治機構と言っていますけれども、統治をするというよりはモニタリングが中心で、要するに、紛争 4 派が実際に集まって、そこにある種の合議体を作り、そこに明石さんが議長として入って、その 5 人で決める。そして、だいたい 2 対 2 で決着がつかない場合に明石さんの 1 票で決まる。こういった暫定的な統治を行って、ポル・ポト派のと

ころだけは入ることができなかったのですが、何とか選挙を終わらせて、80%以上の有権者が投票して、当時の野党であったフランス系の、自由を目指す、当時のフン・センとは違う、共産主義と違うところが勝ったということで、選挙は成功したということであったわけですが、この当時はまだ選挙をする前の状況でございます。

<スライド5> これは、実際に上柳さんと2人でスタッフとミーティングをしている状況ですね。

<スライド6> これは、一時的に、どういうことで来たのかという目的を含めてプレゼンテーションをしていただいたということです。

<スライド7> これはちょっとお茶目な写真ですけれども。調査の後、同僚で、真ん中にいらっしゃる人はスティーヴン・マークスというアメリカ人の教授ですが、彼は教育担当ですね。今でいう、いわゆる protection と empowerment という言い方をしていたと思いますが、教育関係、つまり、人権というのはどういうものかということを住民の人に理解してもらうための広域活動をする。そういう意味では今後の法律家養成というところからつながってくる話なんですが、日本からお土産で持ってきた酒とかを振る舞って、いろいろ忌憚のないお話を聞いたということです。

<スライド9> 最近は、「ビジネス人権」というテーマで、これはこの勉強会でもやったと思いますけれども、私どももそういったネットワークを作ったりとかして来ました。若手弁護士としてそれこそ私や上柳さんがカンボジアで活動していた頃に、司法修習を1年遅らせてまで特任講師として名古屋大学のプロジェクトでプノンペンの大学で教えていた佐藤暁子さんが、現在バンコクでUNDPの「ビジネスと人権」のコーディネーターとして活躍しています。

そういう意味で、若手がどんどん活躍してくるその根っこのところで、上柳さんがいつもいてくれました。私はどちらかというと糸の切れた凧のようなもので、言いっぱなしでやりっぱなし。昔から自由人権協会でも、先輩の弁護士から「佐藤さんは切り込み隊長だね」ということで、まだ誰もやっていないことにぶつかって、ぶつかって、そして倒れて、その上を皆さんが渡って行く。上柳さんはその私の姿を見て、私の骨を拾ってくれながら、

実際にそれを practice にして地道に制度化していただいたのです。その理念を実現するための屋台骨というか、非常に地道な、しかも理論派という冷静な立場からの、そういう意味では、今回もいろいろ話を聞いて、やはり上柳さんがいなかったら今の日本の法整備支援はなかったのだろうなとつくづく実感するところでございます。こういう意味で、いろんな活動、若い人がどんどん出てきています。

<スライド10> そして最後に、これは、最近の論文でも何かないかなと思って、これもGoogle から出てきたものです。特にパンデミックに関する、憲法関係の点からの会議だったようですけれども、アジアの問題を、日本の問題も含めて、同調圧力だとか、そういう部分が日本はある種特殊な国のように思われているわけですが、そういった面のプロコンという部分を冷静に分析されていて、非常に示唆深いお話だったのだなと改めて感心した次第です。

すなわち、「歴史は繰り返す」ということですが、でも、小和田さんは「歴史は螺旋階段の ようで、後ろに戻っているといいながらも実は前に進んでいるのだ」と常々おっしゃって います。我々はいろいろ試行錯誤しながら学んできているはずなんですよね。だから、少 なくとも、私たちよりは次の世代、また次の世代がいろいろな犠牲や挑戦、失敗の上に少 しずつでも状況は良くなっていく。そういう思いを込めながら、上柳さんは、大変残念な がら、個人の命という意味では終わってしまったわけですが、命というのはおそらくつな がっていくのだろうと思います。人間はそういう生物だから生き残っているのですね。こ ういう彼の業績を含めて、今回のイベントのようなものを通じて、まさに皆さんの心の中 に入って、上柳弁護士が皆さん聴衆の若い人たちの心の中で次のミッションというものを 持っていく。その意味で、こういったパンデミックというものからの教訓でも、日本もま だまだアジアの中でいろんな問題を抱えていて、必ずしも自分たちが先進国という風に思 い上がってはいけない。むしろ、こういった同調圧力というか、そういうところから見直 していくためには、アジアの人々にどんどん日本に入ってきてもらう。紛争や貧困から逃 れてくる難民や移民といった人たちはグローバル市民として日本の力にもなるはずです。 彼女ら彼らはいろんな多様性を持っています。多様性を持っているということは確かに紛 争も起こるわけです。しかし、そういう紛争も織り込みながら、それを平和的に解決する 能力なり武器を持っている法律家というのがますます必要になる。そういったレベルで、 裁判所を出て、いわゆるソフトローの分野まで、いろんなネットワークを、NGO も含め て、一緒に相互補完的にやっていくということで、彼の魂を受け継いでいきたいし、皆さ んと共に彼の意志を継いでいくために今後とも頑張っていきたいと思います。どうもあり がとうございました。

(司会) 佐藤先生、ありがとうございました。最後に、若手弁護士として上柳先生から 薫陶を受けられた白木敦士先生にお話しいただこうと思います。白木准教授は、2012 年から7年間、日本で弁護士として勤務された後に、2019 年にペンシルバニア大学ロースクールに留学され、2021 年からハワイ大学マノア校ロースクールに、その後、コロンビア大学 客員研究員を務められました。アメリカ家族法や国際民事訴訟法を専門に研究されています。白木先生、お願いいたします。

講演4「国境なき法律家」

琉球大学大学院法務研究科准教授・弁護士(ニューヨーク州・メリーランド州) 白木 敦士

琉球大学の白木でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<スライド1> 本日は、上柳先生に対する感謝を述べながら、上柳先生の教えから、どのようなものを引き継いでいくのかということを、お話しさせていただきます。 こちらの写真はローエイシアの東京大会の際に、控え室にいる上柳先生を撮影した写真です。上柳先生らしさが溢れ出た写真と感じ、ここに使わせていただきました。

<スライド2> 私は2006年に早稲田大学法学部に入学をいたしまして、この時に上柳先生に初めてお目にかかりました。当時、法科大学院を中心とする、新しい法曹養成制度が始まった直後の時期で、大学の法学部においても、多くの実務家教員が教鞭をとるようになりました。上柳先生は、そのお一人として、授業を担当されました。

<スライド5> 特に、上柳先生は法学部1年生向けの「導入演習」という授業を担当しておられました。導入演習は、法律の初学者に対して、「法律を学ぶ」ということを趣旨とした演習授業です。内容は、担当教員の裁量に任されており、それぞれの担当教員がその専門性を活かしながら学生に授業をする、そういった内容になっておりました。

<スライド3> 私のお話の目次を説明させていただきます。まず、私から、大学教員としての上柳先生について、簡単にお話しさせていただきます。次に、私が現在研究しているテーマを説明の上で、上柳先生の功績をどのように引き継いでいくかということをお伝えさせていただきたいと思います。

<スライド5> 上柳先生は、指定図書をいくつか選定されて、それについて学生がレポートという形でまとめて、さらに、講義の途中あるいは夏休みに、いくつか指定図書の現場となった場所に直接赴いて、そこで議論をする、それをゼミの合宿とする、こういった演習授業をされておりました。特に印象に残っているのが、山崎豊子さんの『沈まぬ太陽』を読み、これに基づいて御巣鷹山に行き登山をし、事故の悲惨さ、ご遺族の想いを、自らの肌で感じるという合宿でした。

<スライド6> 上柳先生が早稲田大学を退任される時に、この導入演習をまとめる文集を作りました。文集にて、上柳先生は、導入演習の狙いについて、次のように説明しています。

「法律家が法律を解釈適用するとき、一定の限定された文書や言動から、その背景にある 事象を想像することが求められる。裁判官は、証拠によって判断するというが、合わせて 経験則を動員している。弁護士や検事の仕事にとって、いかに実体を把握するかが決定的 である。受講生には、読んだ文献や新聞記事に反映されている実体は何なのか、それを見 抜き、想像する力を身につけてほしいと考えた。そのために、少しでも良いから、現場に行くなり当事者に実際にあって、文章に書かれていることとの実感の差を感じる、あるいは、どんなことがどのように表現されているのかに思いをいたす経験をもってほしいと、呼びかけた。」

特に、上柳先生は、デジタル化、情報化の中で、ウェブ上の情報のみで、「現場に行った気になってしまう」ことに危惧を抱き、このようなプログラムを組んでくださったのではないかと思います。上柳先生は、私が弁護士になった後も、現場に自ら足を運ぶ重要さを強調しておられました。

上柳先生の研究室に行きますと、いろいろ興味深い物が置いてありまして、その中で特に印象に残っているものが二つございます。一つは、キング牧師がワシントン D.C.のリンカーン記念堂の前で演説をしている非常に大きなポスターでございました。そして、もう一つが、上柳先生の研究室の扉に貼られていたマグネットです。そのマグネットに記載されている言葉が印象的で、英語で"Let's kill all the lawyers."という言葉でした。「全ての弁護士を皆殺しにしようじゃないか。」という、非常に上柳先生らしくない言葉です。これは、上柳先生にうかがったところ、シェイクスピアの作品(『ヘンリー六世』)の中で、ある独裁的な王様が述べるセリフだそうです。こちらの解釈には諸説あるようですけれども、おそらく、上柳先生の掲げられた意味からすると、弁護士というのは、時には権力に対峙をしていく、そのような存在でなければならない。つまり、ある意味、権力者から疎まれるということを恐れてはならない、むしろ恐れられるような存在にならなければならない。そのようなメッセージが込められていたのではないかと、今になって思います。

その他、上柳先生のゼミでは、東村山にあります国立のハンセン病療養所、多摩全生園に 引率いただき、そこで、ハンセン病訴訟の元原告の方のお話を聞くというようなこともし ていただきました。その翌年ですね、2 月だったと記憶しておりますけれども、上柳先生 から突然電話がかかってきて、「お話をうかがった原告の方が亡くなったことを今新聞で 知りました」と。上柳先生はその方と特に深い関係があったということではないのですけ れども、「白木さん、よかったら今からお葬式に一緒に行きませんか」ということで、上柳 先生とお葬式に参列させていただきました。上柳先生の多忙さは、学生ながらに理解して いましたので、このような上柳先生の姿勢に、強く胸を打たれました。

<スライド7> 次に、私の研究テーマ「域外証拠収集法制を通じたグローバル・ガバナンスの確保」について、簡単にお話しさせていただきます。

<スライド8> 四点に絞り、簡潔に説明いたします。

<スライド 9~10> まず、域外証拠収集とは何かということですけれども、私が研究をしている分野は民事の分野になりますので、「民事訴訟手続において、自国の領域外に所在する証拠を収集すること」との定義となります。特に、この分野につきましては、本日参加されておられます小杉先生が大変なご専門家であられまして、1990年代に非常に重厚な

ご業績を上げておられる分野でもあります。

<スライド11> 日本は、伝統的には、証拠調べ行為を、国家主権の現れである民事裁判権の行使と理解しますので、原則として、裁判所は他国の同意なく国外に所在する証拠収集について裁判権を及ぼすことができないと理解されます。その帰結から、日本における域外証拠収集へのアプローチというのは、国家間の合意に基づいた域外証拠収集のアプローチとなります。私は、このアプローチを「双方向アプローチ」と表現しています。これに対して、米国の民事訴訟の主戦場たるプリトライアル手続では、証拠調べ行為は行われず、証拠収集行為が重要になります。証拠収集行為は、私人である訴訟当事者の行為であるという理解を原則といたしますので、当事者は国外に所在する証拠収集を自由に行うことができるという建前につながります。これは、米国の民事訴訟規則に基づいた、互恵関係を前提としないアプローチですので、「一方向アプローチ」と表現できます。

<スライド12> 次のスライドは、日米間の状況を整理したものです。日本と米国の間には、国家間合意に基づく、日米領事条約ルートと二国間共助取り決めルートの二種類があります。日本の裁判所は、米国の証拠収集が必要になった場合には、非常に長いプロセス、時間がかかるのですけれども、それでもやむを得ないという形で、相手国の国家主権を尊重する、これらの双方向アプローチを実施します。これに対して、米国は、他国に所在する証拠の収集については、連邦民事訴訟規則あるいは州の民事訴訟規則に基づく、越境ディスカバリを好みます。このような一方向アプローチは、1990年代、2000年代に、日本や大陸法国の主権を侵害する行為であるとして、「国際司法摩擦」と呼ばれて問題になりました。しかし、これは、米国の一方向アプローチの片面にすぎません。実は、それだけではなく、米国の一方向アプローチは、もう一つの側面を持っております。すなわち、米国は、他国に所在する証拠を、一方的に収集するのみならず、国内法(合衆国法典第 28 編 1782条)に基づいて、自国に所在する証拠を、他国における裁判のために、寛大な形で提供してきたのです。

<スライド13> このような域外証拠収集スキームを有する国は、米国以外にはありません。これまでは、域外証拠収集は、大陸法諸国における民事訴訟手続法とコモンロー諸国における民事訴訟手続法の対立、いわゆる法系に基づく対立・抵触だと理解されてきましたが、一方向アプローチを指向する米国と、双方向的アプローチを指向する米国以外の国々という対立軸で整理ができるのではないかと考えています。

<スライド 14~16> 合衆国法典第 28 編 1782 条について、掘り下げたいと思います。同条は、非常に寛大な規定でございまして、簡単に申し上げますと、「合衆国裁判所は、外国の当事者や裁判所に対して、米国のディスカバリを利用して、外国の訴訟手続に用いるために、米国に所在する証拠収集を手助けしてあげます。」という、こういった規定でございます。すなわち、例えば、日本の訴訟で、米国に所在する証拠にアクセスする必要があるときは、当事者は、合衆国裁判所に申し立てれば、互恵関係を前提とすることなく、合衆国裁判所が、米国のディスカバリの利用を許し、非常に短い時間で、証拠を収集すること

を手伝ってくれるという、非常に寛大な法制度となります。

<スライド 18> 最近、合衆国法典第 28 編 1782 条に基づくディスカバリは、日本でも認知されてきました。例えば、発信者情報開示において、例えば日本で裁判手続を進めていくよりも、米国の、例えば Facebook や Google の本社を管轄する、カリフォルニアの合衆国裁判所においディスカバリを申し立てることにより、情報を、早ければ 1 か月もかからず取得することができます。あるいは、例えば、純粋な日本人同士の離婚訴訟でも、相手方配偶者が、米国の金融機関に預け入れている財産を任意に開示しない場合には、米国の金融機関に対してディスカバリを申し立てることが可能です。

<スライド19> 「日本の国際民事訴訟における6つのメリット」という風に記載しましたけれども、こちらは、スライドをご覧いただくこととして、口頭での説明を割愛させていただきます。

<スライド 20> 私の研究対象について、上柳先生との関係で説明させていただきます。 合衆国法典第 28 編 1782 条に基づくディスカバリは、米国企業が外国で不法行為を引き起 こした事例において活用されてきました。2つの事例を挙げさせていただきます。

<スライド 21> ナイジェリアのナイジェリアデルタという地域で、ギニア湾に面するナイジェリアの地域なんですけれども、ここで Chevron(シェブロン)という米国の石油企業の子会社が、採掘した石油のガスフレアを放出することにより、地域住民の健康被害や環境汚染を引き起こしました。

<スライド 22~23> 米国の環境 NGO が、現地の住民の方を代理して、ナイジェリアの 裁判所で裁判を起こすのですけれども、ここで活用したのが、まさにこの合衆国法典第 28 編 1782 条に基づくディスカバリでした。原告は、Chevron の子会社が、同様の事例におい て、米国政府から処罰され、罰金を支払っていたという事実に関する証拠を得ることに成 功しました。これにより、原告は、ナイジェリアにおける民事訴訟において、勝訴的和解 を勝ち取ることができました。

<スライド 24~27> こちら (スライド 25) は、ホンジュラスの有名な環境活動家ですけれども、この方が殺された事件においても、遺族が、合衆国法典第 28 編 1782 条に基づくディスカバリを通じて、米国に所在する、被告人の犯行への関与を示す証拠を入手することに成功しました。この証拠は、ホンジュラスの刑事手続に提出され、結果的に、被告人は有罪判決を受けることになりました。</p>

<スライド 28~30> 他方で、合衆国法典第 28 編 1782 条に基づくディスカバリには問題もあります。法廷地国と米国の両国の弁護士に依頼をしなければいけないので、リーガルアクセスという観点からは、大変ハードルが高い。資力がある企業であれば問題ないのですけれども、特に個人のご依頼者においては、経済的に利用を断念する方が殆どではない</p>

でしょうか。依然として、双方向アプローチを通じた域外証拠収集の充実化が必要です。

<スライド 31> 最後に、「上柳先生から受け継ぐもの」ということで、二点お伝えさせていただきます。

<スライド32> 「上柳法学」の特色とは何か、と考えたところ、一つは、「越境的な国際人権侵害への対峙」ではないかと思います。これは、これまでのスピーカーの先生方のお話からも明らかと思います。特に、私企業による越境的な人権侵害は、基本的には第一次的に主権国家を名宛人とする、伝統的な国際人権法規範では捉えにくい、非常に現代的な問題として出現しました。近年の「ビジネスと人権」における取り組みは、まさにその間隙を埋める役割を果たすと思いますけれども、90年代の上柳先生の取り組みは、このような課題を先取りするような活動であったと感じます。

もう一つは、「これまで企業の視点で捉えられてきた法分野についての、『弱い立場にある者の視点』からの再構成」ではないかと思います。上柳先生は、会社法や金融商品取引法をご専門としておられました。これらの分野は、私が認識する限りは、元々は企業法を専門とする研究者あるいは実務家の先生方によって研究されてきた分野と思います。他方、上柳先生の会社法の授業や、先生が執筆されたテキストは、消費者の目線に立って、これらの法分野を再構成していくところに、その特徴があったのではないかと思います。私が研究対象とする分野は、国際民事訴訟法です。日本では、主に、商事法務の文脈の中で、研究がなされてきた分野です。私は、国際民事訴訟法を、家族法の文脈あるいは国際人権の文脈から、捉えられないかと考えています。このように、私の問題意識も振り返ってみると、上柳先生と同一のところにあるのではないかと思っています。

<スライド 33> こちらの写真は、上柳先生が 2008 年の 3 月に早稲田大学の研究室を退所する最後の時に撮影したものです。お手伝いさせていただきましたが、深夜の 2 時ぐらいになっていたかと思いますが、ようやく終えたという時の写真です。私の中では大切な一枚です。

<スライド 34~35> 上柳先生から、私は 2 回、折に触れて言葉を頂いたことがあります。 1 回目は大学の卒業時、2 回目は上柳先生の還暦をお祝いした際でございます。この時、上柳先生は共にこの言葉を述べられました。"while you have the light"。こちらの意味について、上柳先生は、明確にその解釈を示されませんでしたけれども、調べますと、聖書からの引用でございまして、"Walk while you have the light, before the darkness overtakes you." (ヨハネによる福音書 第 12 章 35)、もう一つの部分としては、"Believe in the light while you have the light." (同章 36) と。もちろん、この意味は、人によって様々に理解されるものと思いますが、上柳先生が亡くなった今「世の中に生を享けているということの希少さ、有難さを胸に、私たちと同じような幸せを享受できていない方々のために力を尽くしなさい。」という、そういうようなメッセージとして解釈しています。</p>

少し長くなりましたけれども、以上となります。本日はご静聴ありがとうございました。

(司会) 白木先生、ありがとうございました。本当に、スピーカーの皆様、充実したご発表をありがとうございました。皆様の個々のエピソードから、上柳先生のお人柄がすごくよく分かるお話だったという風に思います。私も、いまだに上柳先生がお亡くなりになられたというのが正直信じられない気持ちで、今事務所にいるのですけれども、ひょっこり上柳先生が現れるのではないかと、そんなような気持ちになります。

参加者からの自由発言

(司会) それでは、ここからは、本日 50 名近くの皆様にご参加いただきましたので、参加者の皆様から自由にご発言いただく時間に移らせていただきたいと思います。本日のスピーチに対する質問やコメントでも結構ですし、あとは、上柳先生とのエピソードや今後についての思い等も、自由にご発言いただければと思います。

(矢吹) 先ほどお見せできなかった写真を3葉だけ皆さんにお見せしてよろしいでしょうか。上柳さんと2年前、2021年の初めにカンボジアに久しぶりに行った時の写真がありますので、それを皆さんに共有したいと思います。

<写真 1> これはプノンペンの裁判所に行った時の写真で、上柳さんが真ん中に座っています。当時、一番最初の1996年の時に、最初にカンボジアの法曹の一員として日本に来たイーダンさんという次官補になられた方のお墓参りに行ったのですけれども、その時に裁判所に寄って作った写真です。上柳さんは本当に楽しそうにされていました。

<写真 2> 次の写真は、これは上柳さんと食事をした時のものですけれども、上柳さんの後ろにいるのは、皆さんよく知っておられる方もいると思いますが、甲斐峰雄さんです。カンボジアの難民として日本に来て、JICA の通訳等をやられた方で、いろいろと問題もあったのですけれども、一緒に行って、久しぶりに楽しく、トンレサップ川の横で食事をしている姿です。

<写真 3> 最後にもう1葉だけ。これは、当時、最初に私たちがお世話になったカンボジアの裁判官で、皆偉くなって、高裁長官とか次官とかになられた方たちが呼んでくれて、カラオケに行って飲んだ時の写真です。この時も上柳さんは本当に楽しそうにしておられて、いつも中心にいて、「上柳、上柳」と。カンボジアの法律家の方から「上柳なくしてカンボジアの今はない」と言われていました。本当に良い思い出でした。以上です。

(司会) 素敵なお写真をありがとうございます。せっかくの機会ですので、どなたか自由にご発言いただければと思いますが、いらっしゃいますか。

(会場1) カンボジアの法整備支援をやりました会場1です。上柳さんとは、それこそ 法整備支援が始まる前から付き合いがありまして、本当に上柳さんは謙虚な人でした。先 ほどからお話を聞いていると、何かきちっとして、大学の先生としても非常にいろいろ準 備をされて、という感じですけれども、本当に自然体で、私なども最初から「上柳さん」とやりまして、向こうの弁護士と、多分日弁連としてもあまり関心を持たない時から、最初からやっておられたと思うのです。それで、先ほど、どなたかが「弱者の観点に立って」ということをおっしゃいましたが、弱者の観点に立ってというよりも、私もそうありたいと思っているのですけれども、彼は最初から、生まれつきかどうか分かりませんけれども、そういうものの考え方でした。その意味では、私はカンボジアで、今はもうカンボジアも随分変わりましたけれども、彼にもいろいろお世話になりましたし、私がJICAでいろいろやっている時なども一緒にいろいろとやりました。

当初は、弁護士さんはバラバラに、桜井さんなどもそれぞれやっておられましたけれども、 やはり、上柳さんという人物がおられて、日弁連としても何となくあのお人柄でまとまっ たのではないかと思います。矢吹さん、そう思われませんか。

(矢吹) 賛成です。

(会場1) 本当にお人柄だという感じで、あまり「あの時にこうだった、こうだった」というのは申しませんけれども、お人柄という感じを私は受けます。

そして、カンボジアが主ですけれども、やはり、日弁連が法整備支援に関与するというか、いろんな形で入ってきて、そして、ベトナム等の弁護士会等の活動にもいろいろな形で影響を及ぼしたので、その意味では、私は JICA の側から法整備支援をやっておりますけれども、弁護士会側からの大きな力に、本人は大きな力などとは考えておられないでしょうが、弁護士会を実際に動かしておられたのではないかという風に思われます。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございます。もう少しお時間がありますので、どなたか、何でもコメントを頂ければと思います。

(会場2) 私は今二弁に戻っているのですけれども、実は、上柳先生にお会いしたのは 過労死問題なんですね。

ちょっと長くなるので省略しますが、国連のヒューマンライツ委員会というものがありまして、大きな会議ですけれども、そこに毎年、日本の大きなヒューマンライツの問題を提起するということを私は始めたんですね。それで、代用監獄問題等もやっておりましたが、次に、過労死の問題がやはり一番大きいのではないかと。年間1万人亡くなるというものですからね。ただ、それを勝手に私が国連のヒューマンライツ委員会で喋るのはよくないのではないかということで、全然存じ上げなかったのですけれども、過労死弁護団の事務局長をやっておられたということで上柳先生にお会いして、了承を頂いたんですね。そうしたら、上柳先生が直接行ってくださるということになりまして、国連に、ジュネーブですけれども、2年ほど通っていただいたのです。それで発言をしていただいた。

そうしましたら、私が他の問題で国連で発言をしたりアクションをとったときには必ず日本政府が反論するのですが、上柳先生が発言されたときは日本政府は全く反論をしなかったのです。私は非常に不思議に思って、日本政府のところへ行きまして、「どうして反論を

されないのですか」と聞いたところ、「私たちが過労死しそうなんです」という風に言っておられたんですよね。私は全然気がつかなかったですよ、日本政府の役人の方たちが過労死しそうなほど激しく仕事をしなければならないという状況を。だから彼らに全然同情していなかったのですけれども、過労死の問題だけは日本政府の公務員の方たち自身が自分のこととして感じていたようなのですね。

それで、上柳先生は、2年ぐらいしたらだいぶ効果が上がったので、「もうよいのではないかと思います」ということですから、過労死問題は一応切り上げて、その次は慰安婦問題を取り上げたわけです。

そういう経過がありまして、私は上柳先生に、日本のヒューマンライツの問題を国連に自分で持っていってくださったというので、非常に感謝をしております。こんなに早く亡くなられて非常に残念なのですけれども、そういう思い出がありましたので一言申し上げたいなと思いました。

それから、佐藤先生のお話が先ほどありましたけれども、佐藤先生も存じ上げていたのですが、佐藤先生が上柳先生を説得してカンボジアの問題を取り上げられたというのは私は知らなくて、大変勉強になりました。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。それでは、時間ですので次に移らせていただきます。 最後に、上柳弁護士とローエイシアで活動されてきた ABLF 鈴木五十三副代表から、ローエイシアでのご活動と閉会のご挨拶を頂戴いたします。鈴木先生は 1975 年に弁護士登録をし、ローエイシア会長、国連安全保障理事会保障委員会委員、日弁連国際活動協議会議長、国際人権問題委員会委員長等を歴任されました。現在は日本ローエイシア友好協会副会長、投資紛争解決国際センター日本政府指名調停委員候補、日弁連国際商事・投資仲裁 ADR ワーキンググループ座長を務められています。鈴木先生、お願いいたします。

上柳弁護士のローエイシアでの活動紹介、閉会のご挨拶 弁護士・元ローエイシア会長・ABLF 副代表 鈴木 五十三

鈴木五十三です。上柳先生とは、酒井(邦彦)先生とともに ABLF の副代表をしております。事務局長の島村(洋介)先生、あるいは小杉代表、多くの企画委員の方々とこの会に参加して勉強させていただいています。今日は、フロアから、むしろ上柳先生が薫陶を受けた大先輩の先生方からの発言をいただきましたので、改めて人のつながりに感銘を受けています。

上柳先生は、2017年にローエイシアの年次大会が東京で開催された時の組織委員会の事務 局長でした。その後、ローエイシアの日本からの代表理事として執行委員の活動をされま した。

ローエイシアは、これは皆さんご存じかと思いますが、アジア太平洋地域の弁護士と弁護士会の集まりです。弁護士の交流を通じまして、この地域の繁栄と平和に法律家として貢献するということを標榜しています。

毎年1回年次大会がありまして、そこに各国・各法域から法律家が集まり、意見や実務成果の発表、それから交流をしています。ディナーやレセプション等の比較的素朴な人間的

交流に重きを置いています。 メンバーとしては、個人会員に加えて、アジア太平洋地域の50に近い弁護士会が団体加盟し、法律家ということを軸にして、ただ、基本的にはフラタニティ的な法律家のコミュニティとしてのつながりを目指しているのがローエイシアです。ですから、企業の法務やビジネスローに専念されておられる方々も、このローエイシアのフレンドリーな集まりに参加していただき、興味の範囲を広げていただければと思います。(2023年)9月の2日から4日まで福岡で人権会が開かれますし、11月には24日から27日まで年大会がインドのバンガロールで予定されておりますので、ぜひ参加をお勧めします。

このローエイシアの運営の中核をなすのが執行委員会です。上柳先生は、日本の代表理事 として執行委員を務められました。

<PDF 1 頁目> ご覧いただくと分かると思いますけれども、アジア諸国の実務家・法律家が集まっていまして、この執行委員のメンバーは、それぞれ各国における弁護士会長あるいは検事総長等の経験者等、その地域全体の法律家をカバーしつつ、その活動の中核を担う人たちが集まっています。それが、比較的フランクな雰囲気ですから、ここに集まることによって自由でのびのびした交流が確保される形になっています。

名簿をご覧いただきますと、会長が香港、副会長がインド、マレーシア、シンガポール、それから、事務局長がオーストラリア。それで、執行委員のメンバーですが、上柳先生が日本、そして、韓国、中国、台湾、香港まで、東アジアの法域のほぼ全てが代表を送っています。それから、東南アジア・南アジアからはシンガポール、マレーシア、スリランカ、インド。パシフィック地域ではフィジー、オーストラリアということで、ほぼ全域にわたって法律家のコミュニティが出来上がる基礎があります。上柳先生がお亡くなりになられた後は、日本からは小原正敏先生が執行委員に入られまして、日本から代表を務めていただいております。

執行委員の重要な活動の一つが、上柳先生が関与されておられましたし、そのドラフトにも携わっておられました声明です。この声明は、Statement なのですけれども、アジア太平洋地域の法律家にとっての関心事を反映しています。上柳先生が執行委員を務められていた時期はちょうどコロナによって対面の会議が開けなかった時代ですので、声明が特に重要な活動手段であったわけです。

この表(「LAWASIA STATEMENT」)は上のほうが新しくなっていますが、下のほうから見ていただこうと思います。これは上柳先生が執行委員であった頃の主立った声明をピックアップしたものです。2020年の10月には香港の国家保安法について懸念を表明しています。翌年(2021年)の3月にはミャンマー軍政での人権侵害に対する懸念。そして、弁護士に対する攻撃が行われた中国の実情にも懸念。それから、アフガニスタンでは裁判官が殺されるということが起きましたが、その攻撃に対して。あと、シンガポールで死刑が執行されたこと、これにも concern を表明しています。そして、2021年になりますとワクチン接種の世界的な平等配分を訴えましたし、昨年(2022年)の3月には2月に始まったロシア侵攻に対して意見を述べています。また、スリランカで弁護士会と大統領との緊張が高まった時期がありますが、その時には弁護士会を支持する表明を出しています。

このように、ローエイシアは、「懸念表明」という比較的穏和な表現を使っておりますけれ

ども、アジア各地で発生する法律家に対する攻撃、あるいは人道・人権侵害に対しては、 可能な限りの支援の立場を表明しています。そのときの特徴が、現地の弁護士会や法律家 と連絡を取りながら、その独立と活動の自由の確保に役立つような方策を講じているとい うことです。

今ご紹介しましたように、香港の保安法や中国での弁護士攻撃等、中国の人権問題は比較的容易でない複雑な問題が背景にあるのですが、執行委員会は、この中に中国法学会の代表も入っていますし、また、台湾弁護士会の代表も参加するという形をとっていますところに、こうした難しい問題の深刻化あるいは尖鋭化することを法律家レベルでできるだけ回避するという知恵を活かしています。問題棚上げの知恵というか、政治レベルでの論争をできるだけ法的論争に転化して、理性的対話による解決を求めるという姿勢をとっています。この姿勢のとり方は上柳先生も共感され喜んでこの執行委員会での活動に参加されておられました。その背景には、先ほど申しました、執行委員そのものが一種のフラタニティ的なつながりで築かれているという文化があると思います。

<PDF 2 頁目> 上柳先生は、こうしたローエイシアの立場を理解しながら、アジア太平洋地域での人権、環境、そして、今までご報告いただいておりますが、ヴァルネラブルといいますか、弱者の視点でのつながりを構想されていました。上柳先生が東京大会で事務局長として活動されたのも、このような気持ちが根底にあったからだと思います。

この写真は、これは島村事務局長と、真剣だけれども楽しそうにされているので、良い写真だと思って掲げさせていただきました。

東京大会の後には、後に執行委員になられたのですが、その頃に準備されていた PowerPoint のスライドがあります。このスライドは、実は先生が闘病の中で準備されていたものでした。このスライドは 1 枚目の表紙だけになっていますが、2 枚目以降はご関心のある方々はご覧いただけると思います。ウクライナの情勢を念頭に起きながら、紛争の武力的な解決ではなくて、非武力的な手段としての経済制裁を取り上げ、そして、経済制裁が制裁対象国の一般市民の生活を脅かすことにならないようにという視点から、制裁対象を限定する Targeted Sanction を提案し、構想していたものです。ここに先生の特徴的な表現が見られるのですが、この Targeted Sanction を実現するところにおいて、civil society、市民との連携における実効性の確保ということを正面に出された議論を準備されていました。これは上柳先生が実現をしたいと強く望んでいたことの一つだったと思います。

ただ、残念なことに、上柳先生は、2021年からは病を抱えながらローエイシアの執行委員を務めておられました。おそらく、この地域の繁栄と平和を実現する道筋の一つにローエイシアでの活動を位置づけておられたからではないかと思います。

以上、上柳先生とローエイシアとの関わりを紹介させていただきましたが、もう一つだけ、ローエイシアの友好協会というものがございます。今回の ABLF の共催団体の一つですが、これはローエイシアと連携する日本の団体で、上柳先生も常任理事として力を入れていただいていた団体です。ご興味のある方は、ぜひこの友好協会の会員になっていただければ幸いです。

本日のセミナーの副題は「次世代へのメッセージ」ということです。マレーシアでの日本 企業による公害問題をはじめとして、パートナーとして実務に携わられた小島先生、アジ アでの法整備支援でご一緒された矢吹先生、カンボジアでの支援に深く関与された佐藤先生、そして、上柳先生から直接教えを受けた白木先生と、上柳先生とともに活動された方々からそれぞれの分野での活動の報告を聞けたことは、本セミナーの参加者としてとても良い機会でありました。また、MCをご担当いただいた桐本先生、商事法務の事務局の方々、そして、本日この会に参加いただいた多くの方々に感謝と敬意を表明いたします。そして、こうした会を可能にしてくださった上柳敏郎先生のご冥福をお祈りいたします。以上をもちまして、本日のセミナーを閉会させていただきます。ありがとうございます。

閉会

(司会) 鈴木先生、ありがとうございました。これをもちまして、本日の研究会、「アジア・環境・人権~故上柳敏郎弁護士から次世代へのメッセージ」を終了させていただきます。本日の研究会が、上柳先生の功績や思いを振り返り、これからの世の中をより良くするために私どもが上柳先生から何を受け継いでいくかということを考える機会になれば幸いです。皆様、本日は最後までご参加くださりありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL: (03) 3505-0525 FAX: (03) 3505-0833

E-mail: icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当:青木